

会議録

<p>会議の名称</p>	<p>政策調整会議</p>
<p>開催日時</p>	<p>令和6年10月7日（月） 午前 9時12分から 午前10時15分まで</p>
<p>開催場所</p>	<p>朝霞市役所 別館3階 市長公室</p>
<p>出席者及び 欠席者の 職・氏名</p>	<p>【出席者】 稲葉市長公室長、千葉危機管理監、須田総務部長、紺清市民環境部長、 濱福祉部次長兼長寿はつらつ課長、堤田こども・健康部長、 松岡都市建設部長、村沢審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、 益田上下水道部長、太田議会事務局長、小島学校教育部長、 奥山生涯学習部長、神頭監査委員事務局長</p> <p>（担当課1） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、 齋藤同課主幹兼課長補佐、岩城同課政策企画係主査</p> <p>（担当課2） 金子総務部次長兼財政課長、榎本同課主幹兼課長補佐</p> <p>（担当課3） 小笠原生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長、 村山同課長補佐、相澤同課スポーツ係長</p> <p>（事務局） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、 齋藤同課主幹兼課長補佐、伴仲同課政策企画係主任</p> <p>【欠席者】 なし</p>
<p>議題</p>	<p>1 令和7年4月行政組織機構改革（案） 2 令和7年度（2025年度）当初予算編成方針 3 武道館使用料の見直し</p>

<p>会議資料</p>	<p>(議題 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料 1】 令和 7 年 4 月行政組織機構改革 (案) ・【資料 2 - 1】 令和 7 年度 (2025 年度) 当初予算編成方針 ・【資料 2 - 2】 別紙 1 令和 7 年度当初予算における枠配分額 ・【資料 2 - 3】 別紙 2 令和 7 年度査定科目一覧 ・【資料 3】 武道館使用料 ・【資料 4】 使用料・手数料の見直し方針 ・【資料 5】 公共施設使用料見直しに関する基本方針 		
<p>会議録の作成方針</p>	<p><input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</p> <p><input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 要点記録</p> <p><input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管 (保存年限 年)</p> <table border="1" data-bbox="363 969 1002 1070"> <tr> <td data-bbox="363 969 1002 1070"> <p>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</p> </td> <td data-bbox="1002 969 1436 1070"> <p><input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去</p> <p><input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月</p> </td> </tr> </table> <p>会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</p>	<p>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</p>	<p><input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去</p> <p><input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月</p>
<p>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</p>	<p><input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去</p> <p><input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月</p>		
<p>傍聴者の数</p>	<p>—</p>		
<p>その他の必要事項</p>	<p>なし</p>		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

1 令和7年4月行政組織機構改革（案）

【説明】

（担当課1：岩城政策企画課政策企画係主査）

資料1をもとに、議題（1）令和7年4月行政組織機構改革案について説明する。

今回の行政組織機構改革の主な内容は、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、今後、少子化対策をはじめとするこども施策が進められること、また、令和8年度に埼玉県で開催されるねんりんピックにおいて、本市は空手の開催会場となる予定であることから、これらへ対応していくための組織体制を構築するものである。

2 行政組織機構改革の概要をご覧いただきたい。

令和7年度の行政組織機構改革の実施内容は5点である。

1点目は、こども家庭センターの設置に係る課内室の設置

2点目は、ねんりんピック開催準備に係る課内室の設置

3点目は、収納課の係の再編

4点目は、教育総務課学校施設係の所掌事務の追加

5点目は、教育指導課に係る新設するものとなっている。

次の2ページ目には参考として、比較表を掲載しているのでご参照いただきたい。

1ページ目に戻って、各実施内容の概要を説明する。

1点目のこども家庭センターの設置に係る課内室の設置については、令和4年6月に改正された児童福祉法により、こども家庭センターの設置が市区町村の努力義務として規定されたことから、設置するものである。

こちらは、健康づくり課内にこども家庭センター室を新設し、健康づくり課保健係とこども未来課こども相談係を移管するとともに、現在保育課の所管となっている、ファミリーサポートセンターに関する事務の移管を行う。

2点目のねんりんピック開催準備に係る課内室の設置については、令和8年度のねんりんピック開催に向け、実行委員会及び実施本部の設置運営等の準備を進めていくための体制を整備するもので、長寿はつらつ課内にねんりんピック室を設置する。

3点目の収納課の係の再編については、現行の3係を、所掌事務の整理を行い、管理係、収納係、特別整理係の3係に再編するもので、税とその他の債権徴収の業務を一体的に扱う係と高額滞納事案を扱う係を設置する。

4点目の教育総務課学校施設係の所掌事務の追加については、「学校施設の改修・改築計画に関すること。」を追加するものである。

5点目の教育指導課の係新設については、多様化する教育需要へ対応するため、指導庶務係を新設するものとなっている。

以上の改編については、次の3関係例規に記載したとおり、事務分掌規則及び教育委員会事務局組織規則の改正により実施する。

なお、規則の改正に伴う事務決裁規程を始めとする、他の例規の改正についても、順次行っている。

また、こども家庭センター室の設置に伴い、児童虐待防止等検討委員会条例の改正が

必要となるので、12月議会への議案提出を予定している。

最後に、4今後のスケジュールとして、10月に事務分掌規則等の改正を行い、12月議会に関係条例及びレイアウト等の変更に要する経費に係る補正予算の議案提出を行う予定となっている。

その後、3月に市民への周知を行い、4月から新たな組織機構による業務を開始する。説明は以上である。

【意見等】

(益田上下水道部長)

教育指導課の子ども相談室と新設されるこども家庭センター室内のこども相談係の違いが分かりにくいのではないかと。

(須田総務部長)

名称は似ているが、担当している業務が異なるので、一本化するということではないが、現在分かりづらいといった声はあるのか。

(堤田こども・健康部長)

分かりづらいという声は聞いていない。しかし、子ども相談室のことを知っている人は、問題ないが、子ども相談室を知らない人にとっては、どちらに行けば良いか分からないというのは想定される。

(須田総務部長)

今回、係を新設するため、変更するのであれば、係名の方だと思われる。子ども相談室は、設置管理条例があるので、名称の変更は難しいものとする。

(堤田こども・健康部長)

こども相談係は、以前は児童相談係という名称であったが、現在は平仮名のこどもを用いることが主流となっている。

(稲葉市長公室長)

子ども相談室及びこども相談係については、現在も使用している名称であり、現場での混乱は生じていないことから、今回は案のおりとし、今後の社会状況の変化により、名称変更の必要性が生じた際に再度検討することとする。

(須田総務部長)

ねんりんピック室の職員配置は何名を予定しているのか。

(櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

課長級1名、係長級1名を予定している。

(須田総務部長)

ねんりんピックが終了するまで2名で行うのか。

(櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

業務を進める中で、担当課から要望があれば、業務内容や業務量を踏まえ、令和8年度に向けて検討する。

(須田総務部長)

従前の健康づくり課予防係の未熟児養育医療の給付に関することは、どの係が担当するのか。

(櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

担当に確認したところ、こども家庭センター室母子保健係の「2母子健康に関すること」に含めるとのことであり、分掌事務として明示は行わない。

(須田総務部長)

機構改革によって改正される条例等は事務分掌規則、教育委員会事務局組織規則、条例が一つの計3つでよいか。

(岩城政策企画課政策企画係主査)

人権庶務課で現在審査中だが、条文の項ずれなどにより、他の規則等についても改正が必要となる可能性がある。

(須田総務部長)

機構改革に伴い、予算の枠組みが変更となるので、財政課と調整してほしい。

(太田議会事務局長)

今回の機構改革では、12月議会において、児童虐待防止等検討委員会条例の改正及び補正予算の議案を提出予定とのことだが、議案ごとの情報では、機構改革全体の概要が分かりづらいと思われる。議案提出に先立って、市議会議員への情報提供を行った方が良いと考えるがいかがか。

(櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

市議会議員への情報提供について検討を行う。

【結果】

指摘のあった内容について検討し、メールで御意見を頂いた上で決定する。

【議題】

2 令和7年度（2025年度）当初予算編成方針

【説明】

(担当課2：金子総務部次長兼財政課長)

資料2の1ページをお開きいただきたい。内容としては、まず、「本市の財政状況」として、1段目では、本市の財政状況は、令和5年度決算では、歳入において、市税収入が個人市民税や固定資産税の増などにより2年連続で過去最高となった一方で、ふるさと納税による他市町村への寄附の影響により市民税の流出額が増加している。歳出においては、社会保障関係経費は引き続き増加し、一般財源支出の増が市税の増を上回った結果となり、このようなことから、経常収支比率も97.5%と前年度に比べ3.7%増加し、財政の硬直化が進んでいる状況であることを述べている。

2段目では、今後においては、歳入は、市税収入が令和5年度までは堅調に推移しているものの、令和6年度に普通交付税の不交付団体となり、全体では大幅な増加が見込ま

れず、財政力指数が1を超えた場合には、国や県の補助金などが減少する場合もあることから、活用できる一般財源額にも影響が見込まれる。歳出は、扶助費や人件費を中心とした義務的経費の増加のほか、ごみ焼却施設の建設、公共施設の更新、これに加えて物価高騰の影響なども懸念され、多額の財源が必要な事業が見込まれる。このような歳入と歳出の状況により、持続可能な財政運営を行う上で、厳しい財政環境が続くことが見込まれることを述べている。

次に、「基本的な考え方」として、令和7年度は、第5次総合計画の最終年度であり、将来像「私が暮らしたいまち 朝霞」の達成に向けて着実に施策を推進し、10年間の成果を振り返る年度となり、さらに次期計画の策定に向けて、方向性や展望の基礎となる年度でもある。令和7年度の当初予算編成に当たっては、事業の必要性や優先度を十分考慮し、既存事業についても見直しや工夫を行うなど、限りある財源を一層効率的・効果的に活用し、また、そのような中であっても市民生活に大きな影響を及ぼすものは積極的に予算化する必要がある。さらに、今後の大型事業を見据えて、持続可能な財政構造とするための配慮も必要であることを述べている。

2ページ目以降については、予算編成基本原則として、「基本原則」、「歳入に関する事項」、「歳出に関する事項」、「その他」の4つの事項を記載している。

予算編成基本原則は、8月8日に定例庁議で承認頂いた内容をもとに作成している。そこから追加した点をご説明する。

5ページ目の(8)工事請負費、3つ目として、週休2日制工事を踏まえた工期の設定や経費を見込み、計上すること、6ページ目の4、その他として、予算計上は、総額枠配分の範囲内での計上に努めること、1物価高騰対策については、社会経済動向を注視し引き続き検討すること、以上が追加した点である。

なお、この予算編成方針については、庁議にてご承認頂いた後、全庁に通知し、11月6日水曜日、正午を予算要求締切日としたいと考えている。

次に、枠配分予算の説明をする。

別紙1をご覧ください。

部別の配分額は、令和7年度に収入される一般財源見込額と令和6年度の人件費や法定の扶助費、公債費等の義務的経費や新規拡充採択事業を除いた一般財源額を基に積算し、前年度と比較し、1,195万6,000円減の81億5,735万3,000円である。特別会計及び公営企業会計については、一般会計繰入金の縮減に努めることとし、枠配分予算は実施していない。枠配分から除く経費は、別紙2に掲載している。

説明は、以上である。

【意見等】

(益田上下水道部長)

1ページ中ほどの「基本的な考え方」の中で、1段落目は第5次総合計画の最終年度であることに触れているが、2段落目は、計画の達成に向けた内容ではなく、単に予算編成の話になっており、話の主旨が変わっているのはなぜか。

(須田総務部長)

予算編成は、あくまで単年度の予算をどうやって組むかという指針なので、どうやって施策を行うかということとは性質が異なる。予算編成の話だけだと、総合計画について触れなくてもよいと考えるが、本来、予算編成事務は、施策的な方針も入れてもいいと考える。

(堤田こども・健康部長)

1 ページ中ほどの「基本的な考え方」の2段落目の最初の文は財源の見直しを求められ、次の文は積極的に新規事業を取り入れ、最後の文は大型事業に向け財源を積み立てる必要があると解釈できるが、どれが重要なのか。

(須田総務部長)

新規事業をやらない訳にはいかないもので、既存事業を見直して新規事業の財源を確保するという。最後は今後実施される大型事業のために財政調整基金を積み立てる必要もあり、全て必要である。

【結果】

原案のとおり決定する。

【議題】

3 武道館使用料の見直し

【説明】

(担当課3：村山生涯学習・スポーツ課長補佐)

資料3の1ページをご覧ください。

公共施設の使用料については、「使用料・手数料の見直し方針（令和元年5月）」において、「公共施設の改修または提供するサービスの変更等を行った場合に見直していくことを基本的な方針とする。」と規定されている。

現在実施している武道館改修工事では、耐震改修工事や、建物の全面的なリニューアルを行うほか、空調設備の新設などサービスの向上が図られることから、使用料の見直しを行うものである。

具体的な算定は、「朝霞市公共施設使用料見直しに関する基本方針（平成22年7月）」に基づき、団体利用については、年間経費を建物全体の面積と年間開館時間で割って、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ 当たりの単価を計算し、それに使用面積・使用時間・受益者負担割合を乗じて試算使用料を算出した。

個人利用の場合は、年間経費を年間利用者数で割って、1人当たりの単価を計算し、それに受益者負担割合を乗じて試算使用料を算出した。

資料の2ページをご覧ください。

1は基礎データである。1. 1建物全体の面積は、武道館本体の延床面積 956.27 m^2 に、相撲場敷地 502.79 m^2 を加えた $1,459.06\text{ m}^2$ で、貸出面積は1.2のとおりである。相撲場は他の施設と同様、トイレ・更衣室を除いた面積とした。

1. 3減価償却費は、省令に基づき計算した結果、(G)となる。総合体育館の時と同様、空調に係る工事費を減価償却費に計上している。

1. 4維持管理費だが、令和5年度は工事の関係で9か月の稼働であったため、令和4年度から過去3年平均をベースに、空調の新設による電気料の増額見込みと、照明のLED化による減額見込みを加味し、(H)となった。

3ページ、1. 5維持管理に係る人件費は、生涯学習・スポーツ課職員の人件費で、事務事業評価概算人工表より算出し、(I)のとおりとなった。

以上、(G)(H)(I)を合計した年間総経費は、(J) $14,205,233$ 円である。1. 7年間開館時間、1. 8利用者数（個人利用）、1. 9利用時間（個人利用）だが、令和2年度はコロナの影響で開館日数が290日と少ないため除

外した。

1. 10 性質別負担割合は、基本方針において「第3領域：受益者負担100%」と定められている。

資料の4ページをご覧ください。

2 使用料の試算、2. 1 団体利用である。

まず、年間経費を建物全体の面積と年間開館時間で割って、1㎡・1時間当たりの単価を算出したところ、2. 33円となった。

この単価に、貸出面積、貸出時間、受益者負担率を乗じたものが試算使用料である。柔道場は、午前・夜間は2, 000円、午後は4時間と長いため2, 700円、剣道場は、午前・夜間2, 100円、午後2, 800円、相撲場は、午前・夜間2, 800円、午後3, 800円となった。

2. 2 個人利用は、団体利用のない場合に限り利用が可能なことから、経費については開館時間に対する個人利用の割合で按分した。具体的には、年間開館時間4, 184時間のうち、個人利用は331時間であるので、年間総経費に4184分の331を乗じ、これを利用者数で割ると1, 931円で、100円未満四捨五入して1, 900円となった。

3時間と4時間とで同一料金という訳にもいかないので、試算値内に収まるよう、4時間で1, 900円とし、3時間の場合は4分の3を乗じ、1, 400円とした。

5ページをご覧ください。

3 改定案である。基本方針の中で、現行使用料の1.5倍を上限とする激変緩和措置が定められていることから、「試算使用料（上限適用）」として修正を加えた。

この金額をベースとし、次の2点を考慮し、改定案とした。

1 点目は、利用団体から「剣道場と柔道場の料金は、これまでどおり同一料金がよい。」との意見があり、面積の差も比較的小さく、また、わかりやすさも考慮し、同一料金とした。

また、相撲場は、今回、改修工事の対象外のため、現行料金に据え置いた。

3. 1 団体利用の改定案だが、柔道場・剣道場は午前1, 050円・午後1, 500円・夜間2, 000円、相撲場は現行と同じ700円・1, 000円・1, 500円である。

3. 2 個人利用の柔道場・剣道場は、試算使用料（上限適用）と同じ金額としている。

6ページをご覧ください。

4 近隣市との比較で、3時間に換算したものである。

4. 1 団体利用だが、志木市の武道館は、老朽化が激しく令和9年度取り壊しの予定とのことで、それを除外すると、午前・午後は改定後も3市より安く、夜間は空調のない志木市・新座市より高くなっているが、空調のある和光市より安くなっている。

個人利用は、午前・午後は志木市とほぼ同額で和光市・新座市の半額、夜間は志木市の倍額で和光市・新座市と同額である。

5 影響額だが、年額56万円の増を見込んでいる。

6 検討経過と今後のスケジュールである。

7月にスポーツ推進審議会、8月に利用団体から意見聴取を行った。今後、本日の政策調整会議、11月の教育委員会と庁議を経て、本年12月議会に議案を提出する予定である。改定時期は、武道館再開に合わせて令和7年4月1日とし

たいと考えている。

なお、資料4と5は確認のための参考資料のため、説明は省略する。
説明は以上である。

【意見等】

(堤田こども・健康部長)

現行の料金だが、昼間の4時間と夜間の3時間で夜間のほうが利用料が高くなっていることについて、団体から異論がないのは、団体としてもこれが定着しているのか。

(村山生涯学習・スポーツ課長補佐)

武道館が建設されてから40～50年程経過しており、当初の料金設定の経緯が不明であるが、夜間料金は照明料金がかかっていること、団体の夜間の利用率が高いため、それらを考慮していると思われる。

また、先日開催した利用団体への説明会でも特段の意見は出ていない。

(益田上下水道部長)

コロナの影響で令和2年度の利用人数を積算していないということだが、令和3年度と令和4年度は、例年に比べ利用人数が少ないのではないか。

(村山生涯学習・スポーツ課長補佐)

確かに令和3年度の利用者は比較すると少ないが、逆に参考年度を遡りすぎて最近の傾向と離れすぎてしまうので、令和3年度以降の数字を参照している。

(益田上下水道部長)

参照する利用者が少なくなると算出される利用料が少なくなり、利用者の負担も軽減されるのではないか。

(村山生涯学習・スポーツ課長補佐)

利用者数の参照年度は改めて検討する。

(益田上下水道部長)

1. 5倍の激変緩和措置自体はあるが、翌年度も料金を上げるのか。

(小笠原生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長)

使用料・手数料の見直し方針に基づき、公共施設の改修を行ったときに見直すこととするため、武道館の改修工事を行ったこのタイミングで利用料を改定するが、翌年度以降の料金改定の予定はない。

(益田上下水道部長)

本来、算出した金額に近づけるための努力をすべきだと思うが、その後変更しないと、不作為になってしまうのではないか。

(奥山生涯学習部長)

4市との使用料との比較点において、突出する訳にもいかないことを考慮し、現状は一度のみとし、今後改修工事があれば、検討したい。

(須田総務部長)

激変緩和措置は一次的なものであり、どこかで試算使用料に近づける必要があり、この見直し方針を改正すればいいのではないかと考える。例えば激変緩和措置を3年までとすることを盛り込んでもいいのではないか。

(益田上下水道部長)

例えば、今回の料金改定は激変緩和措置であり、3年後には段階的にこの金額になりますという提示をした方がいい。

【結果】

原案のとおり決定する。

【閉会】